

大学評価、短期大学認証評価における弾力的措置 第 1 段階の要件を満たしている大学・短期大学一覧（2024 年度評価）

2025 年度から始まる大学評価、短期大学認証評価においては、自律的な質保証活動への信頼を基礎に、創意工夫によるさらなる個性の伸張と、それによる理念・目的の実現を後押しすることを目的に、前回の評価結果等において、一定の要件を満たしている大学・短期大学に対して弾力的な措置での評価を実施いたします。ただし、この措置を用いるかは大学・短期大学の任意です（適用を希望する大学・短期大学は、文末の今後の手続を参照してください）。

要件の充足は 2 段階で判断されますが、以下に示す第 1 段階の要件（要件①②）を満たしている大学・短期大学は下記の通りです（同年に改善報告書を提出した大学を含みます）。

弾力的措置の適用要件

前回の第 3 期機関別認証評価※において以下の要件を満たすこと（第 1 段階の要件）。

※大学評価は 2018 年度以降、短期大学認証評価は 2020 年度以降実施の評価。

- ① 適合の判定を受けている（追評価により適合となった場合を除く）。
- ② 前回の第 3 期認証評価の評価結果が、以下の全要件を満たしている。

- ア) 基準 2 「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。
- イ) 基準 4 「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。
- ウ) 基準 4 「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。

- ③ ①及び②を満たしたうえで以下の要件を満たすこと（第 2 段階の要件）。

- エ) 弾力的措置の対象となることの確認を求める時点において、前回の機関別認証評価以降に自己点検・評価を実施した実績があり、その結果を公表している（全学的な内部質保証活動を対象とした自己点検・評価は必須とする）。

改善報告書の検討結果において、②のア)～ウ)の要件にかかる事項の改善が認められると判断された大学・短期大学も要件を満たすものとして扱います。ただし、指摘を受けた事項の一部について引き続き改善が求められている場合は、要件を満たさないものとして取り扱います。

※本制度の詳細は、『大学評価ハンドブック』『短期大学認証評価ハンドブック』所収の資料 10「機関別認証評価における大学及び短期大学の創意工夫を促すための弾力的措置について」をご覧ください。

2024 年度に評価を行った大学、短期大学のうち第 1 段階の要件を満たしている大学・短期大学

評価結果において要件ア)～ウ)を満たしている大学・短期大学	改善報告書検討結果において要件ア)～ウ)を満たしている大学・短期大学
麻布大学 神奈川歯科大学 共立女子大学 神戸学院大学 筑波大学 東北学院大学 日本赤十字豊田看護大学	愛知医科大学（2020 年度大学評価） 関西学院大学（2020 年度大学評価） 工学院大学（2020 年度大学評価） 駒澤大学（2020 年度大学評価） 同志社大学（2020 年度大学評価） 名古屋商科大学（2020 年度大学評価） 新潟リハビリテーション大学（2020 年度大学評価） 福岡看護大学（2022 年度大学評価）

愛知大学短期大学部 倉敷市立短期大学 福岡女学院大学短期大学部 三重短期大学	—
-------------------------------------------------	---

15 大学 (2024 年度評価 7・改善報告書 8)、 4 短期大学 (2024 年度評価 4)

上記に該当する大学・短期大学における今後の手続等

弾力的措置によって次回の大学評価、短期大学認証評価を受けるか否かは任意です。弾力的措置によらず通常の方法で評価を受けることも可能です。

弾力的措置によって評価を受ける場合は、第2段階の要件充足が必要であり、その確認を次回評価実施の2年前の10月に本協会に求める必要があります。なお、通例によらず、改善報告書を早期に提出する大学・短期大学であっても、次回の大学評価、短期大学認証評価を受ける2年前の10月に第2段階（要件の③に示すエ）の条件）の充足確認を申請する必要があります。

上記の申請を受け、大学評価委員会、短期大学評価委員会にて充足確認を行い、12月までに結果を大学・短期大学へ通知します。

その後、次回評価申請までの約1年間は認証評価申請に向けた点検・評価期間（点検・評価報告書等の評価資料の準備期間）となります。

以上